

令和6年4月よりごみの分別方法が一部変わります

1 プラスチックの分別が変わります

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

このことにより、令和6年4月1日から  マークのあるプラスチック製容器包装に加えて、 マークのないプラスチック製品も資源物として収集し、リサイクルを行います。

※なお、分別区分の名称も「プラスチック製容器包装」から「プラスチック」に変わります。

出すときのポイント

- ①現在収集しているプラスチック製容器包装とプラスチック製品をまとめてプラスチック専用袋に入れて、集積所に出してください。
- ②汚れているものは、洗って乾かしてから出してください。

プラスチック製容器包装



NEW

プラスチック製品



「プラスチック専用袋」
に入れて集積所に出す

プラスチックに出せるもの

- ◆プラスチック100%のもの
- ◆汚れていないもの
- ◆一辺の長さが50cm未満のもの

以下のごみは入れないようにお願いします！！



金属を含んだもの



刃物類



小型家電・
発火の危険性があるもの



ゴム・シリコン製品



汚れているもの

注意:プラスチック以外の素材が使用されているもの、汚れているものは出せません

分かるものからで構いませんので、少しずつ分別回収にご協力をお願いします

2 有害ごみを分別して収集します

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、各種法律が改正・施行されました。その中で新たに処理基準が追加され、水銀使用製品の適切な処理を行うこととされています。

そこで集積所や収集現場における水銀を使用した製品の破損と水銀飛散を防止することを目的とした分別収集を行います。

また、収集現場及び中間処理施設における火災・爆発事故防止を目的に、スプレー缶の分別収集もあわせて行います。

水銀使用製品(蛍光灯・体温計など)



スプレー缶・カセットガスボンベ



※出し方のルール※

- ◆出来る限り購入時の箱に入れてください。
- ◆割れた蛍光灯は燃やせないごみへ出してください。

※出し方のルール※

- ◆中身を全て使いきったうえ、穴を開けてください。

↓
青色の「有害ごみ」専用ボックスに入れてください！



▲有害ごみ専用ボックス

皆さまのご理解とご協力のほど
よろしくお願いします